

湯沢市林道施設長寿命化計画  
【個別施設計画】

令和2年4月  
秋田県湯沢市

## 1. 基本的事項

本市が管理する林道は 89 路線で、林道橋梁は 48 橋、隧道が 1 隧道あります。

現在、供用開始から 50 年を経過した橋梁は 6 橋で、10 年後には 17 橋となり全体の 36.2%を占め、急速に老朽化した橋梁が増加し、補修・架替えに要する経費が増大する可能性があることから、可能な限りのコスト縮減への取組が不可欠です。

これらの状況を踏まえ、本市においても林道施設の長寿命化と補修・架替えに係るコストの縮減や財政負担の平準化を図るとともに、森林整備・管理に係る車両通行の安全性を確保するため、「湯沢市林道施設長寿命化計画（個別施設計画）」を策定し、従来の事後保全的な補修・架替えだけでなく、定期点検等により橋梁及び隧道の現状を把握し、予防的な補修及び計画的な架替えなど必要な対策を実施していきます。

## 2. 対象施設

本計画の対象とする施設は、本市が管理する林道に架かる橋梁及び隧道とします。

（別紙「個別施設計画一覧表（橋梁・隧道）」）

## 3. 計画期間

本計画は、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間を計画期間とし、5 カ年毎に見直しを行います。なお、新たに緊急な対策を要する変状等が発見された場合は、最新の点検結果に基づき見直しを行います。

## 4. 施設の状態等

本計画の策定に当たって実施した点検・診断により把握された橋梁毎及び隧道の破損等の状態及び費用、計画期間、点検実施予定時期については、別紙「個別施設計画一覧表（橋梁・隧道）」に記載しています。

## 5. 施設の優先度

点検結果による橋梁毎及び隧道の健全性の判定に基づいて優先度を設定します。

健全性の判定区分は 4 区分とし、当該施設の設置目的や利用頻度、利用計画、緊急時のう回路としての機能等についても考慮し、施設毎に補修年度を設定します。

なお、健全性の判定区分については次に示すとおりです。

表1 健全性の考え方と橋梁数及び隧道数

区 分		状 態	橋梁数	隧道数
I	健 全	林道橋及び隧道の機能に支障が生じていない状態。	2	0
II	予防保全段階	林道橋及び隧道の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態。	42	1
III	早期措置段階	林道橋及び隧道の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	4 (1)	0
IV	緊急措置段階	林道橋及び隧道の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講じないと通行に支障がある状態。	0	0
要詳細調査		詳細調査を行い、措置段階を判定。	0	0
計			48	1

※橋梁の「III 早期措置段階橋梁数」の（ ）内数は平成30年度に補修実施済み。

## 6. 対策内容と実施時期

平成30年度及び令和元年度の点検により施設毎の健全性の判定がIIIの「早期措置段階」と診断され、補修が未実施の3橋梁について 表2のとおり計画し、補修を実施することとします。

なお、健全性の判定区分がII「予防保全段階」の橋梁及び隧道については、次回の定期点検の損傷度の進捗等の結果をみて補修の必要性及び実施時期を決定します。

表2 架替え・改修、補修、点検の実施時期と橋梁数及び隧道数（前期5カ年）

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		事業費合計 (千円)
	橋梁	隧道	橋梁	隧道	橋梁	隧道	橋梁	隧道	橋梁	隧道	
架替え・改修											—
補 修	1		1		1						—
点 検							25		23	1	—
事業費(千円)	6,325		7,600		9,300		5,000		16,000		44,225

表3 年度毎の補修施設

補修年度	路線名	施設名	種別(分類)	診断結果	補修内容
令和2年度	宮月線	1号橋	R C 橋	橋台に著しい洗堀	橋台基礎、床版の断面修復等
令和3年度	高松線	1号橋	鋼橋	主桁に腐食・板厚減少	主桁再塗装
令和4年度	大小沢線	1号橋	P C 橋	橋台に剥離・鉄筋露出	橋台基礎、床版の断面修復等

写真1 宮月線1号橋



橋台に著しい洗堀



橋台に著しい洗堀

写真2 高松線1号橋



主桁の腐食



床版剥離・鉄筋露出

写真3 大小沢線1号橋



橋台の洗堀



剥離、鉄筋露出

## 7. 対策費用

6. 対策内容と実施時期の表2に掲げる事業費は、計画策定時点における概算であり、  
具体の工事発注時における詳細な設計や工事費は社会情勢の変化等により、金額に変動  
が生じる場合があります。